

# 山梨県後期高齢者医療広域連合議会

## 平成 20 年第 2 回定例会会議録

平成 20 年 10 月 7 日 開会

平成 20 年 10 月 7 日 閉会

山梨県後期高齢者医療広域連合議会

# 山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成 20 年第 2 回定例会会議録

## 目 次

### 招集告示

### 第 1 号（10 月 7 日）

応招議員	1
不応招議員	1
議事日程	1
会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会	2
諸般の報告	2
撮影許可	2
副広域連合長あいさつ	2
会議録署名議員の指名	3
会期について	3
認定第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3
議決事件の字句及び数字等の整理	10
閉会	10
会議録署名	11

山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成 20 年第 2 回定例会

山梨県後期高齢者医療広域連合告示第 6 号

山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成 20 年第 2 回定例会を次のとおり招集する。

平成 20 年 9 月 24 日

山梨県後期高齢者医療広域連合長 小林 義光

- 1 期日 平成 20 年 10 月 7 日（火）午後 2 時 00 分  
2 場所 ホテルクラウンパレス甲府 富士の間

【応招・不応招議員】

応招議員（24 名）

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1 番 齊藤憲二 君  | 2 番 渡辺嘉男 君  | 3 番 上杉 実 君  |
| 6 番 矢崎六彦 君  | 7 番 森岡千代野 君 | 8 番 内藤 昭 君  |
| 9 番 清水富貴雄 君 | 10 番 中川秀哉 君 | 11 番 関戸将夫 君 |
| 12 番 武藤雅美 君 | 13 番 一瀬 明 君 | 14 番 秋山詔樹 君 |
| 15 番 長澤捷利 君 | 16 番 芦澤武美 君 | 18 番 日向英明 君 |
| 19 番 小林福雄 君 | 20 番 深澤平助 君 | 21 番 水越 昭 君 |
| 23 番 後藤政行 君 | 24 番 長田義道 君 | 25 番 梶原岩男 君 |
| 26 番 堀内弘一 君 | 27 番 古家悦男 君 | 28 番 守屋茂久 君 |

不応招議員（4 名）

- |             |            |             |
|-------------|------------|-------------|
| 4 番 古屋保男 君  | 5 番 小俣昭男 君 | 17 番 望月久弘 君 |
| 22 番 石原 滋 君 |            |             |

山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成 20 年第 2 回定例会

議事日程（第 1 号）

平成 20 年 10 月 7 日（火）午後 2 時 00 分開会

- 1 開会  
2 副広域連合長あいさつ  
日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 認定第 1 号 平成 19 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出  
決算の認定について

本日の会議に付した事件

日程 1 ～ 日程 3 まで議事日程に同じ

出席議員（24 名）

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1 番 齊藤憲二 君  | 2 番 渡辺嘉男 君  | 3 番 上杉 実 君  |
| 6 番 矢崎六彦 君  | 7 番 森岡千代野 君 | 8 番 内藤 昭 君  |
| 9 番 清水富貴雄 君 | 10 番 中川秀哉 君 | 11 番 関戸将夫 君 |
| 12 番 武藤雅美 君 | 13 番 一瀬 明 君 | 14 番 秋山詔樹 君 |
| 15 番 長澤捷利 君 | 16 番 芦澤武美 君 | 18 番 日向英明 君 |
| 19 番 小林福雄 君 | 20 番 深澤平助 君 | 21 番 水越 昭 君 |
| 23 番 後藤政行 君 | 24 番 長田義道 君 | 25 番 梶原岩男 君 |

26番 堀内弘一 君      27番 古家悦男 君      28番 守屋茂久 君  
欠席議員（4名）  
4番 古屋保男 君      5番 小俣昭男 君      17番 望月久弘 君  
22番 石原 滋 君

-----  
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 小林義光 君      副広域連合長 久保眞一 君      事務局長 嶋口昇 君  
事務局次長 望月辰也 君      業務課長 原 則夫 君      会計管理者 降矢嘉也 君

-----  
事務局職員出席者

書記長 二宮 仁      書記 小林久弥      書記 石川竜也      書記 早川隆太

-----  
【開 会】

開会 午後2時03分

議長（斉藤憲二君） これより、山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成20年第2回定例会を開会いたします。議員定数28人のうち、本日の出席議員は24人でございます。よって、地方自治法第113条の規定による過半数の定足数に達しておりますので、直ちに、会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

-----  
【諸般の報告】

日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。

4番、古屋保男君、17番、望月久弘君、22番、石原滋君より欠席の届出が、5番小俣昭男君から遅刻する旨の連絡がありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項及び199条第9項の規定に基づく監査委員から、例月現金出納検査並びに定例検査の報告は、お手元に配布のとおりであります。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めました。

以上で諸般の報告を終わります。

-----  
【撮影許可】

議長（斉藤憲二君） 報道機関から写真撮影等の申し出がございます。これを許可することに、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声

議長（斉藤憲二君） ご異議なしと認めます。よって、議場内の撮影を許可することに決しました。

-----  
【副連合長あいさつ】

議長（斉藤憲二君） ここで、副広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

久保副広域連合長

副広域連合長（久保眞一君） みなさんこんにち。先の平成20年第1回臨時会におきまして、副広域連合長としてご承認をいただきました、市川三郷町の久保でございます。

お許しをいただきまして、一言ごあいさつを申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、制度運営に関する数々の問題点が指摘され、被保険者である 75 歳以上の皆様をはじめ、関係各位から、多くの貴重なご意見をいただいたところでございます。

これらをもとに、国では改善策を採るなどして、制度の円滑な運営に積極的な対応をしているところでございますが、県下市町村におかれましても日々、ご努力をいただいているところでございます。

この重要な時期に、制度運営の主体である広域連合の副広域連合長への就任をいたすことにつきましては、その責任の重さを深く痛感しておるところでございます。

小林広域連合長の補佐として、後期高齢者医療制度の円滑なる実施に努めてまいり所存でございます。

今後とも、議員の皆様方のご指導を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。就任のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。よろしくお願い申し上げます。

---

#### 【会議録署名議員の指名】

**議長（斉藤憲二君）** それでは、日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、8 番内藤昭君及び 24 番長田義道君を指名いたします。

---

#### 【会期について】

**議長（斉藤憲二君）** 次に、日程第 2、「会期について」を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日 1 日間とすることにご異議ございませんか。

「異議なし」の声

**議長（斉藤憲二君）** ご異議ありませんので、本定例会の会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

ここで、日程第 3 の決算の意見書の報告を行うため、武藤監査委員が席を移動する間、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2 時 07 分

再開 午後 2 時 08 分

---

#### 【決算の認定】

**議長（斉藤憲二君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 3、認定第 1 号「平成 19 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

「議長」と呼ぶ者あり

**議長（斉藤憲二君）** 広域連合長。

**広域連合長（小林義光君）** 議案の説明に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成 20 年第 2 回定例会を招集いた

しましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多用の中にもかかわらず、ご出席まことにご苦労様でございます。

また、各市町村におかれましては、後期高齢者医療制度のスムーズな運営に、日々懸命な努力をいただいていることに、この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げますところでございます。

さて、医療制度改革に伴いまして、本年4月から後期高齢者医療制度の運用が始まりましたが、国の周知不足や制度の詳細決定の遅れなどから被保険者の皆さま方や、関係各位には大変なご迷惑、ご心配をおかけする事態となってしまうまいりました。

一方で、制度運営をあずかる現場では厳しい対応を余儀なくされ、制度施行後に採られました、改善策も複雑であることに加え、国が提供しておりますコンピュータシステムが十分機能しない中での対応であり、広域連合や市町村の事務負担が大幅に増加している状況にあります。

後期高齢者医療制度は、コンピュータシステムの全てを国で定めることになっておりますが、現段階においても再三、修正が加えられるような状況であり、今後、システムの不具合等によってトラブルが起こる可能性も否定できない非常に厳しい状況となっております。

また、先の厚生労働大臣の発言にもありましたとおり、制度開始後5年を経過した時点で見直しを行うことが法律で定められておりますが、これを前倒しで実施することも検討されているところであります。

現制度が十分に機能していない中での見直しとなりますと、市町村をはじめとする現場では一層の負担が予想されるとともに、被保険者をはじめ関係各位にご迷惑をかける事態が発生することが危惧されますが、今後とも県下28市町村との連携をより密にし、的確で迅速な情報の提供に努め、制度の円滑な実施に一層の努力を重ねてまいりますので、議員各位におかれましても更なるご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げますところでございます。

それでは、認定議案第1号、平成19年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

本議案につきましては、地方自治法第233条第1項の規定に基づき調製し、同条第2項の規定により監査委員の審査に付しましたところ、審査意見書の提出がございましたので、同条第3項の規定により、議会の認定をいただくため、提案をするものでございます。

まず、主な歳入につきましては、構成する県内全市町村からの負担金及び臨時特例基金の積立金の財源として、国から高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金を受け入れたところであります。

次に、主な歳出につきましては、派遣職員の人件費負担金のほか、制度周知用パンフレット作成等の制度啓発経費など、本年4月からの後期高齢者医療制度の円滑な施行に要する経費を執行いたしました。財政運営に当たっては経費の削減と効率化を旨とし、この結果、平成19年度一般会計の決算額は、歳入総額7億4,542万3,524円で、収入率は101.1%、歳出総額7億690万5,555円で、執行率95.9%、歳入歳出差引額は3,851万7,969円となっております。

以上、提出議案について概略を申し上げますが、詳細につきましては、この後、事務局より説明いたしますので、よろしく御審議の上、ご認定をいただきますようお願い申しあげましてごあいさつとさせていただきます。ご苦労さまでございます。

「はい、議長」と呼ぶ者あり

議長（齊藤憲二君） 望月事務局次長。

事務局次長（望月辰也君） それでは、連合長より具体的な内容が説明ございましたけれども、その詳細について説明させていただきます。

平成 20 年第 2 回定例会議案をご準備いただきたいと思います。

2 ページから 5 ページまでが決算書でございます。

平成 19 年度につきましては、平成 20 年 4 月 1 日からの後期高齢者医療制度の円滑な実施に向けての準備の年でありました。電算処理システムや条例等の整備などの様々な諸準備、さらには被保険者となる方々を始め県民の皆様への周知など、関係市町村と連携をはかりながら取り組んでまいりました。

それでは歳入について説明させていただきます。お手元の定例会議案決算書の 2 ページ 3 ページをお開きください。

合計欄をご覧ください。

歳入合計であります。予算現額 7 億 3,709 万 9 千円、収入済額 7 億 4,542 万 3,524 円、予算現額と収入済額との比較であります。収入済額が 832 万 4,524 円上まわっております。

予算現額に対する執行率は 101.1%となっております。

次に、4 ページ 5 ページをお開き下さい。

歳出合計であります。予算現額 7 億 3,709 万 9 千円、支出済額 7 億 690 万 5,555 円、予算現額と支出済額との比較であります。3,019 万 3,445 円となっております。予算現額に対する執行率は 95.9%であります。

歳入歳出の差し引き残額が 3,851 万 7,969 円となっております。

このような残額が生じた主な理由でございますけれども、歳入では国庫補助金であります老人医療費適正化推進費補助金の決定額が 2,311 万 1,000 円となり予算額より 811 万 1,000 円増額になったこと。歳出では、総務管理費等に不用額が生じ、特に予備費 2,050 万円全額が不用額となったことによります。

なお、この 19 年度の繰越金の取り扱いでございますけれども、現在の状況を鑑みると、制度の見直し等によるコンピュータシステム改修など突発的な支出が想定される状況にあることなど、一時的な支出の増が予想されます。こうしたことから市町村と相談した上で、財政調整基金条例に基づき基金に積み立てることを考えています。

内容につきましては資料の 1「山梨県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書の事項別明細書」を基に歳入・歳出の主なものをご説明申し上げます。資料 1 のご準備をお願いします。

また、決算書補足資料も提出させていただきましたので、より詳細の内容については決算書補足資料でご確認下さい。

それでは、資料の 1、歳入歳出決算書の 8 ページ 9 ページをお開き下さい。

まず、歳入でございます。収入済額の内容を中心に説明させていただきます。

1 款分担金及び負担金でございますけれども、収入済額 3 億 5,530 万 3,834 円となっております。備考欄に記載されてありますように市町村共通経費負担金 3 億 5,500 万円と 5 市町村の追加設備負担金 30 万 3,834 円であります。

次に 2 款 1 項繰越金、収入済額 7 万 8,605 円は 18 年度からの繰越金でございます。

3 款諸収入、1 項 1 目の預金利子、収入済額 21 万 6,129 円でございます。

4 款 1 項 1 目国庫補助金の収入済額は 3 億 8,982 万 4,956 円となっております。備考欄に記載されてありますように老人医療費適正化推進費補助金が 2,311 万 1,000 円でサーバーームの構築及びネットワークの設定と広域連合電算処理システムの修正に対し国の補助交付要綱を基に基準額の 2 分の 1 が交付されました。高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金 3 億 6,671 万 3,956 円につきましては、後期高齢者医療制度において新た

に保険料を負担することになった方、いわゆる社会保険等の被扶養者であった方の保険料負担についてより激変緩和を図る軽減措置が講じられました。その措置に係る財源及び広報啓発に充てるため国から交付された交付金でございます。

10 ページ 11 ページをお開き下さい。

収入済額の合計は 7 億 4,542 万 3,524 円となっております。

歳入につきましては以上でございます。

次に、歳出について説明いたします。12 ページ、13 ページをお開きください。主に支出済額の内容を中心に説明させていただきます。

1 款 1 項 1 目議会費につきましては支出済額 114 万 4,842 円となっております。19 年度行いました定例会 2 回、臨時会 1 回のこれらの関係の費用ということで、議員の皆様方の報酬及び議会開催時の費用弁償等でございます。

次に、2 款総務費につきましては支出済額が 3 億 3,804 万 6,757 円でございます。総務費の内、1 項の総務管理費は支出済額が 3 億 3,794 万 0,807 円となっております。総務管理費の内容をご説明いたします。

1 目一般管理費の支出済額は 3 億 3,791 万 2,369 円でございます。それぞれの節の内容を順次説明いたします。

1 節報酬、支出済額 2 万 2,000 円は、情報公開・個人情報保護審査会委員の報酬であります。

3 節職員手当等、支出済額 924 万 2,910 円の内訳は、職員 20 名の通勤手当、超過勤務手当でございます。

4 節共済費、支出済額 3 万 5,750 円は非常勤職員公務災害補償のための負担金であります。

8 節報償費、支出済額 11 万 4,000 円は後期高齢者医療懇話会委員 12 名の報償であります。

懇話会につきましては、19 年度、2 回会議を開催いたしました。

9 節旅費、支出済額 23 万 1,098 円は費用弁償としての懇話会委員、情報公開・個人情報保護審査会委員の旅費及び職員出張普通旅費でございます。

11 節需用費、支出済額 557 万 5,629 円であります。主なものは、事務用品などの消耗品、周知用パンフレット・ポスター印刷、配達記録証シール印刷等の印刷製本費であります。

なお、備考欄に記載してありますがこの 11 節需用費の印刷製本費から 13 節委託料に 553 万 8,100 円流用させていただきました。理由といたしましては、保険証同封パンフレット作成業務及び被保険者証等作成業務をデザイン、レイアウトから印刷まで業務委託することが最適であることと考え委託料から支出いたしました。

なお、11 節需用費につきましては、不用額が 475 万 9,271 円となっておりますが、制度周知パンフレットの配布を市町村に依頼し全戸配布としたことにより封筒等が必要でなくなったこと、また納付書・納付書発送用封筒等の印刷につきましては各市町村において負担していただいたため不用額として残りました。

12 節役務費は、支出済額 220 万 7,229 円であります。主なものは郵便料などの通信運搬費、制度啓発ラジオコマーシャルの広告料であります。

なお、不用額が 100 万 7,771 円となっておりますが、主に、郵便料の残額でありまして、制度周知パンフレットの配布を市町村に依頼しましたことで不用額として残りました。

13 節委託料、支出済額は 1 億 5,494 万 2,427 円であります。委託料の主なものでありますけれども、財務システム及びグループウェア構築業務、例規対策支援業務、被保険



者証等作成業務、電算処理システム構築業務、制度周知用パンフレット作成業務であります。

後期高齢者医療につきましては、国の標準システムを基に市町村との住民記録情報、税情報等との連携をとりまして、広域連合電算処理システムで管理しています。この費用が1億4,268万6,610円となっています。

14節使用料及び賃借料、支出済額2,630万8,987円であります。内訳はL G W A N - A S P接続料などの使用料、自治会館事務室使用料、電算処理システム市町村分機器リース料などが主なものであります。

15節工事請負費は、支出済額23万8,350円となっています。

18節備品購入費、支出済額213万7,816円は27種類の備品の購入費であります。

19節負担金補助及び交付金は、支出済額1億3,685万6,173円となっております。派遣職員負担金が主なものです。

次に、総務管理費の2目公平委員会費についてご説明いたします。支出済額は2万8,438円でございます。公平委員3名の報酬及び費用弁償でございます。

続いて2項選挙費1目選挙管理委員会費ですが、支出済額は3万1,886円でございます。選挙管理委員4名の報酬及び費用弁償でございます。

続いて3項1目監査委員費ですが支出済額は、7万4,064円となっております。監査委員2名の報酬及び費用弁償でございます。19年度は定例監査を1回、決算監査を1回、例月出納検査を4回行いました。なお定例監査、決算監査は例月出納検査と同日に行わせていただきました。

次に3款1項1目予備費について説明いたします。予算額は2,050万円ですが、支出はございませんでした。

16ページ、17ページをお開き下さい。

4款諸支出費であります。支出済額は3億6,771万3,956円であります。諸支出費の内、1項1目、財政調整基金費ですが、支出済額が100万円となっております。これは、財政調整基金条例に基づき財政調整基金として積み立てたものであります。

同項2目の臨時特例基金費につきましては、支出済額3億6,671万3,956円となっております。

これは、先ほど歳入で説明しましたが、国からの臨時特例交付金全額を基金として積み立てたものでございます。

支出済額の合計は7億690万5,555円となります。

最後になりますけれども、財産に関する調書につきましてご説明いたします。

22ページ、23ページをお開き下さい。

23ページの下欄にあります4の基金について説明させていただきます。備考欄に記載しましたように、基金の平成19年度末(平成20年3月末日)現在高は、0円となっておりますが、19年度出納整理期間中に財政調整基金100万円、臨時特例基金3億6,671万3,956円を19年度歳出より積み立てているためでございます。

以上、平成19年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定議案についてご説明を終わります。よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

議長(齊藤憲二君) 事務局の説明が終わりました。

次に、監査委員から認定第1号について、決算審査結果について意見書の報告を求めます。

「議長」と呼ぶ者あり

議長（斉藤憲二君） 武藤監査委員

監査委員（武藤雅美君） 本日、代表監査委員が、都合のため欠席ですので代わりに私が監査報告を申し上げます。

審査は平成20年8月28日午後2時より広域連合会議室において私と中澤代表監査委員両名で行いました。

審査にあたっては、地方自治法第233条第2項の規定により、広域連合長から提出された一般会計の歳入歳出決算書が関係法令に準拠して作成されているかを確認し、計数に誤りがないか、また予算の執行が適正、かつ効率的になされているかに主眼をおき審査を実施しました。

審査では、関係職員から事業概要及び主要な事務事業の実施状況、決算書、決算関係資料により、執行状況の説明を受け、事情聴取をする中で、必要に応じて会計管理者及び関係課所管の帳簿、証拠書類と照合しながら審査を実施した結果、その結果は、関係諸帳簿、その他証明書類と符号し、正確に執行、処理されているものと認められました。

平成19年度は、後期高齢者医療制度の円滑な実施に向けての準備が主な事業でしたが、繰越額が多額となっているため、予算の適切な措置による市町村からの負担金の削減を図るとともに、今後とも厳しい経済状況を考慮し、必要最低限の予算作成に努め、広域連合の経費削減に向けてより一層の創意工夫を要望いたしまして監査委員の決算書に対する意見とします。

以上であります。

議長（斉藤憲二君） 以上で監査委員の監査結果の報告を終わります。

ただいまから、認定第1号の質疑を行います。

質疑ございませんか。

「議長」と呼ぶ者あり

議長（斉藤憲二君） 14番秋山詔樹君。

14番秋山詔樹君 平成20年2月25日の第1回定例会におきまして、19年度の補正予算並びに20年度の予算案に関わるということで、私も繰越金につきまして質問させていただいているところでございます。その中で基金への積立てあるいは市町村への還付など、最終的には市町村の判断をいただきたいと言う答弁があったわけでございます。そういうことからいたしまして、先ほどの提案の中にも若干は触れておりましたけれども、繰越金につきまして質問させていただきたいと思っております。

決算書の意見審査の中にも2ページの終りに繰越金額が多いと。こういう指摘事項が入っておるところでございます。今日のこの議案を見てもやはり繰越金が多いということは否めないと思うわけでございます。

その中でこの決算が認定されれば、おそらく20年度の補正予算案等に出されてくるんではないかと思っておりますけれども、本来でいきますと繰越額の予定がだいたい2千万という事ですから、3,851万8千円ということになりますと、やはり倍近くの繰越金が出たということでございます。

これに基づいて、この取り扱いについて再度お伺いいたしますので、よろしくお願いたします。

「はい、議長」と呼ぶ者あり

議長（斉藤憲二君） 嶋口事務局長

**事務局長（嶋口昇君）** 今、議員さんのご質問であります。19年度における剰余金約3,850万の取り扱いにつきましては、地方自治法及び地方財政法の規定によりまして、剰余金の2分の1以上を積み立てなければならない事になっておりますが、選択肢といたしましては2分の1以上を基金として積み立て残りを市町村に返金するか又は、全額基金として積み立てるという2つの方法が考えられます。いずれにいたしましても、各市町村と協議の上、次の3月の広域議会で補正予算の議決をいただくこととなりますが、広域連合の案といたしましては、これから制度の見直し等による電算システムの経費など、将来、突発的な経費が発生し、市町村から負担金の追加を求めなければならないような状況にならないように、ある程度の基金の積み立ては必要だと考えます。今後、基金の目標額を決めることなども必要と思われれますが、今年度については、初めての剰余金でありますので、全額、基金に積み立てる方向で市町村と相談をして考えていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

「議長」と呼ぶ者あり

**議長（斉藤憲二君）** 14番秋山詔樹君。

**14番秋山詔樹君** ただいま、基金への積立に全て今回はしたいと、結果的には、いろんな制度が複雑にありますので、後のソフトの手直しとかそういうものがあるというのは、結果的に出てきている事でございます。そういう点に絡んでですね、やはり、何といたしてもですね、市町村の財政が厳しいということは、この前にも承知しているという答弁があったわけでございますので、基金に積み立てるのであれば、今後、基金へ積み立てるその根拠をきちっと明確にして、安易にそれするでないという点をですね、きちっと明確にしていただけますことをお願ひできるかどうか、お答え願ひしたいと思います。

「はい、議長」と呼ぶ者あり

**議長（斉藤憲二君）** 嶋口事務局長

**事務局長（嶋口昇君）** 先ほど、ちょっと申し上げましたが、ある程度の目標額を決めて、それも全国の広域連合の状況を調べながら、山梨県の場合はどの位が適当だということも、目標額を決めて、また、市町村と相談をさせていただく中でやっていきたいと思っております。そして、ある程度目標額に達成すれば、その後は各市町村にお返しするか、翌年度の負担金で調整するか、そんな方向で行きたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

**議長（斉藤憲二君）** その他ございませんか。

「なし」の声

**議長（斉藤憲二君）** 無いようですので、質疑を終結し討論に入ります。討論はございませんか。

「なし」の声

**議長（斉藤憲二君）** それでは、無いようですので討論を終結し、採決いたします。お諮りいたします。

認定第1号、「平成19年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって「認定第1号」は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、武藤監査委員が席を移動する間、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2 時 37 分

再開 午後 2 時 38 分

---

【議決事件の字句及び数字等の整理】

議長（斉藤憲二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

本定例会において、議決されました案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第 41 条の規定により、その整理を議長にご一任願いたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声

議長（斉藤憲二君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決されました案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

---

【閉 会】

議長（斉藤憲二君） 以上で本定例会に付議されました議案の審査は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成 20 年第 2 回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2 時 39 分

地方自治法第 123 条の規定により署名する。

議 長 齊藤 憲二

署名議員 内藤 昭

署名議員 長田 義道